

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第32回理事会

平成9年12月

平成 9 年 12 月 16 日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 3 2 回理事会議事次第

【報 告】

(1) 運営審議会報告

(2) 各国報告

- ・フィリピン
- ・台湾
- ・インドネシア

(3) 尊厳事業

(4) その他

【議 題】

(1) 韓国での第二次実施について

(2) 「アジアとの対話をすすめる会」との関係について

(3) オランダでの事業について

(4) 予算報告及び事務局改善について

(5) その他

添付資料一覧

▼フィリピンについて…P1～3

▼台湾について…P4

▼インドネシアについて…P5～8

▼尊厳事業について…P9～12

▼韓国について…P13～16

▼「アジアとの対話をすすめる会」について…P17、別添

▼オランダについて…P18～19

別添

▼報道記事等

▼「アジアとの対話をすすめる会」について

▼予算報告について



LILA-Pilipina, Inc.

an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of human rights and peace activists and partners; envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in war and armed conflict situations

26 November 1997

Mr. Bumbel Hara
Chairman, Asian Women's Fund
2-17-42 Akasaka, Minato-ku Tokyo, Japan

Dear Mr. Hara :

We are the Filipino survivors of Japanese wartime military sexual slavery, belonging to LILA Pilipina, who recently accepted the Asian Women's Fund.

We have applied for the AWF because of our immediate and pressing need to alleviate the difficult living conditions we find ourselves in. Nevertheless, we wish to declare at the outset that our acceptance of the AWF does not in any way substitute for our right to state, legal compensation from the Japanese government nor does it in any way diminish our commitment to pursue our demand for what is truly just.

We also strive for the day when we will receive an apology letter from the Japanese government containing an admission of official responsibility, and accompanied by state legal compensation.

Having stated this, we now wish to bring to your attention our disappointment over AWF's policy on the distribution period and management of the AWF, particularly on the Medical and Welfare Assistance fund component from the Japanese government.

Although the lump sum amount of 2 million yen is given directly upon identification of the survivor and is the same for all the victims in Korea, Taiwan and the Philippines, on the other hand, the Medical and Welfare Assistance component being given to Filipino victims is not equal in amount to that which is given to victims in Korea and Taiwan. Furthermore, this Medical and Welfare Assistance to Filipino survivors is being given on a five-year installment basis whereas the same fund is immediately given together with the lump sum amount to survivors in Korea and Taiwan.

We call on the Asian Women's Fund to remit the Medical and Welfare Assistance fund to us Filipino victims in the same amount being given to Korean victims and to scrap its five-year installment distribution period for its medical and welfare assistance for the Filipino survivors. The period of distribution is too long and the procedure and guidelines for the release of the fund is inflexible and uncognizant of the actual needs of the Lolos. We Lolos have no participation at all in setting the guidelines. The Department of Social Welfare and Development do not listen when we explain to them what our actual needs are to which they should direct the disbursement of the money.

Isn't the Medical and Welfare Assistance fund money for us victims? Why should the DSWD tell us where the money should be spent instead of us directing them as to what need they should disburse the fund? Perhaps you are aware that several of us Lolos will not be able to live longer than a year or two because of cancer, heart ailments and other illnesses. How then can we avail of the Medical fund in five years?

Filipino Lolos wish to demand that AWF re-direct its policies so that they may be more responsive to, and respectful of, the needs, situations and rights of identified survivors, and to correct unequal and discriminatory policies as we have mentioned above. We call for the full, immediate release of the AWF Medical and Welfare Assistance directly to the identified survivors.

At this point, please know our feelings of being very much frustrated and oftentimes angered by the insensitivity and bureaucracy of your distribution and management procedure. We Lolos are now old and sickly - we want to be treated with dignity.

Sincerely yours,

On behalf of 17 Filipino Lolos of LILA Pilipina who received the AWF:

[Redacted signature block]

▼事業の進捗状況について

- ・12月3～7日、基金メンバーが訪台した。

▼被害者への、競売会収益金の分配について

- ・台湾の慰安婦被害者のために開催された競売会の収益より、42名の被害者に一人当たり50万元（約200万円）が支給された。

▼被害者への、台湾当局によるいわゆる「立替金」支給について

- ・12月6日の現地報道によれば、台湾当局による「立替金」を、婦援会を通して被害者に支給するための調印が行われた。これにより、42名の被害者に一人当たり50万元（約200万円）が支給される。
- ・この政府対応に台湾の元日本兵らが反発し、彼らにも同様の措置がとられるべきと主張して、大がかりな抗議行動を行った。

▼新聞広告について

- ・5月に現地で初めて新聞広告を行って以来、第二回掲載を計画していたが、「競売会」や「立替金」など反基金のイベントが続いていた為、時機をみていた。
- ・ようやく「立替金」支給も実施されることとなり、一連の反基金の動きが終息する見通しなので、基金の第二回新聞広告を行う準備を進めているところである。

▼現地キーパーソンと基金側との懇談について

- ・この問題に関する正確な理解を促進するために、基金メンバーを現地に派遣する場合の、その時期や形式、懇談相手などについて頼弁護士や交流協会の意見を求めた。一時、台湾では国連や日本の国会に関するデマが流布していたが、今はとりあえず沈静しているため、あえて議論を引き起こす種にとぼしい。より効果的なタイミングを見定めつつ、改めて計画することとなった。

▼新たな申請者との面談について

- ・現地窓口で新たな申請がなされたため、詳細を確認し今後の対応を相談するために、
と岡事務局員で、申請者に面談した。

以上

1997年12月5日

事務局・多賀作成

インドネシアの「慰安婦」問題を考える会との面談報告

【面談の経緯】

12月3日、大村さんという方より、「後藤乾一先生の紹介で、お電話をおかけしました。インドネシアについてお話をお聞きしたい」とのことなので、面談することとなった。

ところが、当日面談した際に、「インドネシア『慰安婦』問題を考える会」（以下、考える会）としての正式の質問状を別紙のように持ってきた。

【面談の日時、場所、面談者】

日時 12月5日午前11時より

場所 アジア女性基金事務局

面談者 基金側 多賀克己

考える会側 大村哲夫、岡本幸江、徳永理彩、小笠原俊文

【面談の内容】

冒頭、「考える会」より、別紙の質問状を読みあげた。

基金事務局より、「考える会と正式な面談だという話ではなかったはず。そのような質問状を持ってくるならあらかじめ言ってもらわないと事務局だけでは対応できない。当方は、一般的な懇談のつもりであった」と述べた。

その結果、考える会より、とりあえず、「この質問状に対する回答を年内に、文章で答えてほしい」ということであつたので、以下、下記のように事務局より答えた。

事務局の対応

「回答をどうするかは私一存では答えられないので、基金内部のしかるべき手続きをとって、あらためてご返事をさせていただきたい」と答え、相手方も了解した。

ただ、インドネシアの内部で、質問状8項目にあるように、「政府からの資金ではなく、国民から集めた金が、インドネシアでの事業に使われているという誤解が生じているので、そこは明確にしてほしい」と考える会は強調していた。

以上

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原文兵衛殿

1997年12月5日
インドネシアの「慰安婦」問題を考える会
連絡先：川口市飯塚 3-3-1-2105
大村哲夫
電話 010-695-3908
ファクシミリ 048-252-5667

質 問 状

私たちはインドネシアの「慰安婦」問題に関心をもつ市民のグループです。新聞報道等によれば、貴財団はインドネシアを対象とする事業の実施を決定されています。しかし、その事業の具体的内容などについては、広く認識されているとはいえません。また、インドネシア国内においても、その事業をめぐる解釈や評価の違いが見られます。その点は、当会に集う私たち日本の市民においても同様です。

このような現状は、インドネシアの「慰安婦」問題の前進にとって望ましい状況であるとは思えません。逆に、広く情報が公開され、正確な情報を両国の市民が共有することが、この問題の解決にとって不可欠であると考えます。

以上のような趣旨から、私たちは貴財団によるインドネシア関連の事業について以下の事項をお尋ねしたいと思います。必要なら理事会等で検討され、明確かつ責任あるお答えをくださるようお願いいたします。なお、無用の誤解を避けるために、回答は文書によることを、強く要望します。回答をいただく期限については、別に協議のうえ定めたいと考えます。

- 1、財団法人・女性のためのアジア平和国民基金（以下「基金」とのみ記します）は、インドネシアに元「慰安婦」が存在すると認識されていますか？
- 2、インドネシアに元「慰安婦」が存在すると認識されているならば、その数は何人ですか？ また、その名簿を基金は所持していますか？
- 3、基金では、インドネシアの「慰安婦」問題に関して、どのような調査を行われてきましたか？ 今後、調査を実施される計画はありますか？ あるとすれば、具体的にどのような計画でしょうか？
- 4、『朝日新聞』1997年3月26日付などによれば、1997年3月25日に基金とインドネシア政府は、今後10年間に50カ所の高齢者福祉施設を建設する経費として日本政府が基金を通じて3億8000万円を出資する旨の覚書に調印したと報道されています。その後、この資金は、すでに送金されたのでしょうか？ 送金済みであるとすれば、どのような機関・組織宛てに送金され、その額はいくらで、送金日は何月何日でしょうか？
- 5、上記の高齢者福祉施設の建設事業は、すでに進捗しているのでしょうか。具体的にどこで、どのような施設の工事が進んでいるのでしょうか？

6. 上記の高齢者福祉施設の事業について、さらに具体的に次の点を説明してください。
- ①建設される施設の内容、施設の敷、建設予定地、年度別の実施計画。
 - ②建設工事の事業主体と、完成後の運営主体。
 - ③基金はこの事業の実施状況、出資金の支出状況ほかについて報告を受け、その内容をチェックし、その結果を公表することになっていますか？
 - ④元「慰安婦」の方々とこの施設の関係。たとえば、この施設のサービスを受けるための資格・条件は？ また、この施設に入れば生涯、生活や医療が保障されるのでしょうか？ 『朝日新聞』1997年3月26日付によれば、基金に対して「インドネシア政府は『元慰安婦を特定するのは難しく、かりに認定しても、被害者や家族の尊厳が傷つく』と主張し」たとのことですが、そのような前提に立つ限り、元「慰安婦」の方々がこの施設を利用することは困難ではないでしょうか？
7. 上記の事業がインドネシア国内（とくに民間）でどのような受けとめかたをされていると、基金は認識されていますか？
8. 上記事業のための出資は、基金がかねて「医療・介護・住宅等の支援事業」と呼んできたものに該当し、「償い金」とはカテゴリー（範疇）を異にするものであると判断されますが、いかがでしょうか？ この点に関してインドネシア国内では、前記と同様な解釈がある一方、社会省の官僚が「Compensation money（「償い金」を指すと判断）が福祉事業に使われることになっている。『覚書』には Compensation money が被害者に直接支払われるとは書かれていない」旨の発言（『Indonesia Times』1997年11月18日付による）をするなど、解釈に混乱が生じています。このような混乱をこれ以上生じさせないために、『覚書』の全文を公表するとともに、「償い金」と上記事業への出資金の関係、それぞれの位置づけについて明確な説明をしてください。
9. 基金では、「償い金」「総理の手紙」「医療・介護・住宅等の支援」を「分かち難い三位一体の実施課題」（『アジア女性基金ニュース』No.6）とされてきましたが、それにもかかわらず、インドネシアに対しては現時点では前2者が実施される旨の発表がありません。その理由は何でしょうか？
10. インドネシアに対しては「医療・介護・住宅等の支援」として上記事業が実施され、「償い金」の個人への支給は当面実施されないと仮定すると、「総理の手紙」もまた伝達されないのでしょうか？ その理由は何でしょうか？
11. 韓国政府は基金による「償い金」等の支給を歓迎していませんが、「基金は韓国政府の意向は理解しつつも、何よりも被害者自身の気持ちを大切にするという立場から、償い金ほかをお渡しすることを決定した」（基金呼びかけ人・大沼保昭氏執筆の『朝日新聞』1997年1月23日付「論壇」）とされています。インドネシアで元「慰安婦」個人が「償い金」ほかの受け取りを希望した場合、当然、韓国に対すると同様の決定がなされるものと判断されますが、いかがでしょうか？

以上

1996 年 11 月、インドネシア政府は元「慰安婦」問題に関するプレス・リリースを発出しました。その中で、インドネシア政府としては、元「慰安婦」の方々個人を対象にした事業ではなく、女性一般の社会福祉および健康に資するプロジェクトに支援してもらいたいとの立場を表明しました。

この件に関するインドネシア政府の立場を確認するため、また、元「慰安婦」の方々に対し「償い金」等をお届けすることが、アジア女性基金事業の基本であることを直接インドネシア政府に伝える必要があるとの観点から、1996 年 12 月末に有馬副理事長及び橋本運営審議会委員がインドネシアに出張し、社会省や女性問題担当府の高官等と協議を行いました。意見交換で明らかになった点は、1) インドネシア政府としたは、元「慰安婦」個人についてのデータを何ら有していないこと、2) インドネシアにおいて、元「慰安婦」であったことを明らかにされることは本人やその家族を辱めることとなり、国民感情を害すること、3) 日・インドネシア間の賠償問題は賠償協定によって既に解決済みであるとの理由から、前述の元「慰安婦」の方々個人に対する事業ではなく、老人ホーム事業への支援を受けるということで、既に閣議決定した上、国会の了解をも得ていることが判明しました。

その一方で「基金」側からの要請に対し、インドネシア政府より、本件事業は元「慰安婦」と名乗りでている方や女性を対象者として優先されると共に、施設の設置も「慰安婦」の方が多く存在したと思われる地域に重点的に整備されとの確約を得ました。このことからアジア女性基金としては、元「慰安婦」の方々にお役に立つ事業であると判断し、支援することを決定しました。

1997 年 3 月 25 日、インドネシア政府社会省との間で覚え書きを締結し、「インドネシアにおける高齢者社会福祉事業」を開始しました。事業の実施機関は、インドネシア社会省、実施期間は 10 年間、社会省の年間計画に従い、総額 3 億 8 千万円を供与します。この事業費は国家予算からでたもので、「償い金」の原資ではありません。

インドネシアでの事業開始にあたり、アジア女性基金としては、引き続き「償い金」の支給が実施できるよう努力することを確認しています。

去年の夏、スウェーデンのストックホルムで開かれた「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」を受けてわが国では児童買春、児童ポルノ等を禁止する法律を作る作業が進んでいます。一方、フィリピンのマニラでもこの問題についての会議が開かれたので、国内外の情勢をレポートします。

女性と子どもの人身売買と 商業的性的搾取に関するマニラ会議

横浜女性フォーラム 有馬真喜子

女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に関するマニラ会議が11月6、7日の2日間マニラのデューシット・ホテルで行われた。この会議は昨年8月ストックホルムで開催された「子どもの商業的・性的搾取に反対する世界会議」のアジア太平洋地域フォローアップ会議のひとつで、フィリピン政府子どもの権利特別委員会と女性のためのアジア平和国民基金が主催し、国際機関のESCAP、ILO、UNICEFとNGOのECPAT、FACEなどが協力した。

参加者は13カ国約60人で、日本からはストックホルム会議の政府代表をつとめた参議院議員の清水澄子さんらが出席した。清水さんは与党プロジェクトの取組みについて報告し、この分野における日本の取組みは遅れているが、議員立法でなんとか法的規制を進めたいと決意を述べ満場の拍手を浴びた。

タイの上院議員サイスリー博士、チュラロンコン大学のムンタポーン教授、フィリピンの検事グチャレス氏、ECPATのアミハン氏ら、この領域のそうそうたる専門家が基調報告者としてあるいは討論のリーダーとして参加し提言をまとめた。

提言は、この問題がますます重要化しているとの認識に立ち、以下のような点について具体的に勧告している。すでに存在している国際文書、例えばストックホルム世界会議行動計画や女子差別撤廃条約、北京会議の行動綱領などの誠実な遵守、それぞれの国内事情にあわせての法制化、予防・保護・加害者の制裁・医療や心理的ケア・社会復帰などの一貫したシステムの形成、情報・監視メカニズムの構築、政府もNGOも協力しての国際ネットワーク形成など、会議の報告・提言の日本語訳は制作中です。

大詰めの児童買春・児童ポルノを禁止する法律づくり

アジア、アフリカなど途上国を中心に子どもたちの買春が目立つようになったのは70年代後半である。幼い子どもといえば15、6歳の少女を連想するかもしれないが女の子ばかりではない。ペドファイル（子どもへの性的嗜好を持つ大人「子ども性虐待防止白書」）たちは男女の別なく幼い子どもたちを相手にする。6、7歳の子どもが買われることすらある。しかも買う側の大人は圧倒的に先進国が多く、日本人も少なくない。「アジア地域だけで毎年百万人の子どもが買売春の中 にいると推定されている—中略—アジア地域で、1989年から1996年の間に子どもの性虐待容疑で逮捕された外国人の内7%は日本人である。」（「子ども性虐待防止白書」より）こうした状況を受けて、アメリカやヨーロッパ、スカンジナビアの国々では次々と児童買春、児童ポルノを禁止する法律の改正や制定が進んだ。こうした国際的なうねりのなかでわが国には児童買春・児童ポルノを禁止する法律はなく国際的な批判的になっていた。

去年のストックホルム会議、さらに今年の橋本総理の北欧訪問などをきっかけに自民・社民・さきがけの与党児童買春プロジェクトチームが今年の6月にスタートし、刑法の特別法として急ピッチで立法化の作業が進められている。（プロジェクトメンバー—その他はJ」ネットニュース49号、53号参照）

目下のところ、内容については与党3党でおおむね合意をみており、最後の大詰めをむかえているが、争点がまだ数カ所残っている。最も激しく対立しているのは処罰対象を「淫行又はわいせつな行為」とする自民党と「性交又はわいせつな行為」とすべきだとしている社民・さきがけで意見が分かれている。

自民党は児童福祉法34条の6項「児童に淫行させる行為」を削除し、この特別法に「淫行」を書き込むことを主張している。それに対し社さは、「淫行」という言葉は非常にわかりにくく、子どもを買春した大人と同時に被害者である子どもも不良視されかねないとして「淫行」という表現には反対している。

今年の10月に改正された「東京都青少年の健全な育成に関する条例」も同じ理由から「淫行」の文字は使っていない。社さは特別法では国際的にも通用する「性交又はわいせつな行為」とすべきだとしている。

その他、合意をみていないのは、社さが明確に書き込むことを主張している親や教師、医師など優越的な地位を利用して性交またはわいせつな行為を行った場合の処罰規定と児童ポルノの単純所持の禁止である。社さはポルノ生産やピンクチラシを根絶するには単純所持も規制する必要があると考えるからである。

いずれにしても有馬さんのレポートにもあったように日本に児童買春、児童ポルノを禁止する法律ができることへの国際的な期待は非常に大きいので、一刻も早く法律を完成させ、議員立法として国会に提出すべきであろう。

子どもの商業的性的搾取根絶を

参議院議員 清水澄子 (IMADR-JC 理事)

昨年8月ストックホルムで「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催され、122カ国政府、国際機関、NGOなど、1000人以上が参加した。日本からは、私が政府代表として出席した。会議では、子どもの商業的性的搾取（子ども買春、子どもポルノ及び性的目的での子どもの売買）を「子どもの権利の本質的侵害」と断じ、世界で100万人の子どもが犠牲になっていると言われるこの犯罪を根絶することを「宣言」した。また、各国での法改正、取締強化、予防、被害者のケア・リハビリ、国際協力などを含む「行動計画」が採択され、各国は2000年までの国内体制確立と行動計画策定を求められている。

会議では、子どもの権利条約、特にあらゆる形態の性的搾取・性的虐待からの子どもの保護を求める34条の完全な実施が前提であったが、日本では条約批准時に政府が現行法でカバーできるという対応に終始したため、東南アジアでの買春ツアーや人身売買、国内外での子どもポルノの製造・流通などに対する法律並びに政策の立ち遅れがいかに大きいかを改めて認識させられた。

しかし、会議後も政府は法改正の検討に入らないため、私は議員立法を決意し、作業に入った。そのような中、自民党も勉強を始めたと聞き、与党幹部に働き掛けて、「与党児童買春問題等プロジェクトチーム」を設置させることができた（97年6月18日発足、11月25日までに15回開催）。

その中では、日本が加害者であり続けられないために他国に比する厳しい法律が必要、特に子どもポルノは新しい概念で規制すべき、といった議論を展開した。既存の法が目的とする善良な性風俗の維持ではなく、権利条約を踏まえ、子どもの人権尊重の立場から、商業的性的搾取と性的虐待を犯罪と規定することを強調してきた。

議論は人権認識の違いなどから紆余曲折を経たが、子ども買春、子どもポルノ、子どもの売買の禁止を柱とする刑法の特別法とすることで合意した。私は犯罪の処罰規定とともに被害者のケア・リハビリ、教育・啓発等に関する規定も盛り込むことを主張してきた。さらに、国際共助など、行政施策の推進についても何らかの見解をまとめたい。大分煮詰まってきたが、法制局がまとめた要綱案は、定義に「淫行」「わいせつ」などの言葉を用いるなど、従来の法概念に囚われたままで、人権擁護の視点が希薄であるため、代替の文言を提起している。まもなく法文化に入れる見込みであり、今臨時国会で提出ができることを望んでいる。

ところで、11月6、7日にマニラで「女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に関する国際シンポジウム」が、世界会議のアジア太平洋地域でのフォローアップとして行なわれ、政府、NGO関係者が10ヶ国から、さらに国際NGOや国連機関も出席した。シンポジウムでは、子どもの権利条約などの国際条約や北京女性会議、ストックホルム会議の行動計画

などの既存の国際文書を再確認し、その完全な実行を訴えるとともに、各国及び地域レベルで取るべき行動を提案した。

その中では、地域・国内レベルにおける政府、国際機関及び NGO の間の協力の強化とともに、国連人権委員会等の関係国連機関の活用についても強調された。また、社会一般や特に子どもに接する機会の多い職業従事者など重点集団に対する情報提供や教育の推進も明記されている。

私はこの会議で日本での立法作業について報告した。他国からの批判・要求にただ耳を傾けるしかなかった日本がようやく一歩を踏み出したことを伝えられたことは良かったが、課題は山積している。国際的な取り組みを先導するエクパット（子ども買春、子どもポルノ及び性的目的での子どもの売買根絶キャンペーン）とのネットワークをより強めつつ、運動を高めていきたい。

IMADR-JC 通信 NO. 83

(1997 年 11 月 20 日) P.5

1997年 12月 16日

関係各位

金学順さんが亡くなりました

キム・ハクスン

韓国の元「従軍慰安婦」、金学順さんが、

12月16日未明午前1時、亡くなった。

韓国ソウル、梨花女子大学付属病院で。

享年74歳。

死因は、慢性閉鎖性肺疾患。

○1991年8月、韓国で、また「慰安婦」すべての中で、初めて名前、顔を出して名乗り出た方。

○理由は、日本の国会で「民間業者がやったこと」との趣旨の政府委員答弁があったため、怒りで「私が強制され、こんな目に遭った」とメディアに登場した。

○1991年12月6日、東京地裁に提訴した、韓国太平洋戦争犠牲者遺族会裁判の原告の一人。

○アジア女性基金については、96年8月初め、ソウルで、アジア女性基金韓国チーム代表に、「私は裁判だけでやっていきたい」意思を伝えられた。

アジア女性基金「事業」は受け取っていない。

(原稿別添)

ソウル発連合通信

タイトル：日本軍慰安婦出身、^{金ハルモニ}金学順ハルモニ死去

「私は日本軍慰安婦だった」

内容：日本軍慰安婦被害者として、91年8月、最初に自ら慰安婦であったことを公開宣言した金ハルモニが16日午前1時にソウル東大門区、梨花女子大付属病院において、現世における苦しい生活を終えた。享年74歳。

老齢と慰安婦生活のため^{金ハルモニ}各種の疾病を患ってきた金ハルモニは、ソウル市の永久賃貸アパートにおいて子供もなく、政府から与えられる補助金だけで寂しく生活してきたが、最近、病状が悪化し入院した。

金ハルモニは、韓国挺身隊問題研究会（会長鄭鎮屋（テイ・チンソン））が去る93年当時、宮沢日本総理の訪韓を控え発刊した「強制的に連れて行かれた朝鮮人軍慰安婦達」という証言集において、凄惨な自分の慰安婦生活を具体的に公開し、国内外において大きな影響を起こした。

この証言集において、金ハルモニは、「父が独立運動をしたため朝鮮で生活することが出来ず、家族は満州に移住した・・・パクノク県という場所の日本軍部隊に連れて行かれた。・・・兵士達は、獣のようにのしかかってき、私の貞操をバラバラにしてしまった」と日本軍の蛮行を包み隠さず陳述した。

日帝が満州事変に続き、太平洋戦争に狂奔していた1941年当時17歳であった金ハルモニは、満州において日本軍に連れていかれ、昼には弾薬運び、夜には、多いときには1日に10～15名の日本軍を相手にしなければならなかった。

このような地獄のような生活に5ヶ月程耐え、金ハルモニは劇的な脱出に成功した。



以後、女性としては恥辱的な過去を胸に秘めたまま生きてきた金ハルモニは、「挺身隊」(共同代表ユン・ジョンオク)が設立された直後、慰安婦強制動員問題に関し、日本政府に対する国際社会の非難世論が、これまでになく高まった91年8月、50年振りに始めて自ら慰安婦であったことを宣言した。

その後、金ハルモニは、在韓大の前で、毎週水曜日行われる「水曜集会」に必ず出席し、慰安婦動員に対する日本政府の謝罪と補償を求めてきた。また、慰安婦ハルモニ達の哀楽を扱った演劇に直接出演したりもした。

金ハルモニは、特に、日本政府が民間団体の「募金」という形式を全面に立て慰安婦被害者達に個別的に補償しようとする動きを見せるや、「日本政府が直接補償しろ」として日本当局の非人道的な行為を糾弾してきたが、対日補償闘争の結実を得ることもできないまま、残念ながら亡くなった。

金ハルモニの遺骸は、ソウル中央病院に移された。

死去 順学さん

昭和12/16



昭和16日 横濱市 金学順さん

国の元慰安婦、金学順（キム・ハクスン）さんが十六日未明、入院先のソウル市内の病院で死去した。七十三歳だった。

金学順さんはソウルで一九九一年八月、実名で記者会見し、旧日本軍の慰安婦だった体験を証言した。その後、韓国政府に慰安婦名義で東京地裁に起こしていた。また市民団体などの招きで訪日、日本各地で自らの体験を伝えていた。

慰安婦の元慰安婦、金学順（キム・ハクスン）さんが十六日未明、入院先のソウル市内の病院で死去した。七十三歳だった。

強い言葉、周囲触発

金学順さんが初めて来日したのは、六年前のちょうど今ごろ。日本政府を相手取って提訴する前日だった。「慰安婦」という言葉は当時、まだ、なじみが薄かった。「私が元慰安婦です。私が日本の軍人に強姦（こうかん）されたのです。それを訴えるために来ました。にこやかな顔、ウエーブがかかった白髪交じりの美しい髪。それとはまるで不釣り合いな強い言葉が、日本人である私たちにたたきつけられた。「別にあなただを恨んでいるわけではないけれど」と、ふつと笑ったのが印象的だった。

金学順さんは五十年前、家族にも言葉を聞えず、後遺症

でもあった。彼女とした話し方と強かな記憶力は、市民集会でも強い印象を残した。超満員の会場で涙ぐむ女性、立ち上がって告白する元日本軍人。触発される日本人や在日韓国人、朝鮮人を何人も見てきた。

「日本政府も、金さんに動かされたと言え。直後に旧日本軍関係を示す資料が発見されたことも重なり、日韓首脳会談での謝罪、調査の約束、一九九三年夏の河野洋平官房長官（当時）談話と、対応を迫られた。アジア女性基金が九五年に設立されたのも、金さんの存在があつてこそだ。しかし、日本の裁判のために来日する金さんは、つ

「もう隠すべき人はみな死んでしまった。独りに残った私に失うものはない。なぜ今さら、と聞く人がいる。それは違う。半世紀たつて、やっと話せることもあるんです」

韓国女性として初めて実名を明かした勇気は、日本やフィリピン、台湾などの元慰安婦が名乗り出ることにつながった。今は三十近くに増えた戦後補償要求訴訟の、幕分け的な原告で

訪日、日本各地で自らの体験を伝えていた。

元慰安婦に償いの事業を進める日本の「女性のためのアジア平和国民基金」（アジア女性基金）は韓国の元慰安婦に「償い金」などを支給しているが、金さんはこれを拒否。韓国政府が元慰安婦に支給する生活安定支援金を受けながら一人で暮らしていたが、肺炎などで九月末から入院していた。

解決への時間少ない「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の白井敬子代表の語。金さんは、かくしゃくとして、はつきり物事を主張する人だった。平壤で、去年、韓国の旧正月の二月、国境地帯の臨津閣に一緒に行き、北に向かつて「お母さん、無礼なことを許して」と叫び、泣き崩れた子マチュゴリ姿が今も目に浮かぶ。

金さんらの裁判で、四十人いる原告のうち、元慰安婦、元軍人、軍人の遺族、それに金さんと計四人が去年から今年にかけて亡くなった。時間が「一秒読み」の段階に入った、と語る。特に元慰安婦の場合、家族がいなくなると、本人が亡くなる、というおそれがある。当事者が生きていないうちに、本人が納得して受け止められるような、何らかの措置を日本政府は取るべきだと思ふ。

オランダにおける「基金」事業の概要（案）

オランダにおける「基金」事業については、オランダ政府が慰安婦問題に関する賠償・請求権問題はサン・フランシスコ平和条約等により法的に解決済みであり、元慰安婦の認定は行わないとの方針をとっていることに鑑み、以下のような事業を行う方向で関係者と協議していくこととする。（事業が確定するまで厳に
対外秘）

1. 事業目的：いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた蘭人犠牲者が存在することを認識し、国民的償いの気持ちを表すために、高齢者の生活改善に資する事業を実施する。

2. 事業内容：事業実施主体より事業対象者に対し、オランダの公的な福祉制度を補充して、事業対象者それぞれの実情と要望に即して、財・サービスを提供する（注）。

（注）対象者に提供される財・サービスは、オランダの公的な福祉制度によっては提供されない、又は十分に提供されないものとする。

3. 事業対象者：事業目的に照らし、事業対象とすることが適切と事業実施主体が認める方

4. 事業実施主体：蘭側において事業実施委員会を設立し、アジア女性基金と覚書（MOU）を締結する

事業実施委員会の構成：ホイザー元将軍（委員長）、対日道義的債務基金、PELITA、被害者の代表者等

なお、アジア女性基金はオブザーバーとして必要に応じ委員会の会議に出席

ホイザー元将軍：元参謀総長、抵抗運動家・戦争犠牲者・年金・手当

評議会会長

対日道義的債務基金：旧蘭領インドネシアの戦争被害者団体

PELITA：戦争被害者等への事業実施に豊富な経験を有する半官
半民の団体

5. 事業規模：事業期間内に、1億3千万円（政府予算からの拠出金）とし、事業対象者数の如何に拘わらず、事業総額は一定とする。
6. 事業期間：10年（先方の要望を踏まえ、5年間への短縮について今後検討）
7. 今後の取り進め方：8月MOU締結、4月事業開始を目指す。関係者間で作業グループを設立し、作業を加速。1月にも「基金」関係者が関に出張することも必要になり得る。

（了）



97年1月、韓国での受け渡しのさいには銃撃争も起こった。

尹さんは俗世間知らずの純にされたハルモニたちと同世代であり人へ心とは思えない立場にある。彼女たちは直轄取組して問題を抱へり起こし、運動を大々く展開させた功績も大きい。だがそれだけに、日本を許さないという気持ちが非常に強く、日本の中で暮らしている変化を前向きに見て、さらに日本人が愛わっていくように

過す通り述さないための歴史教育の項目だった。

そして95年7月に私が尹さんにお会った時には、彼女は一言大層なものを「公式新聞」だと言っていた。お金は国民から出たものではないから、政府が謝罪文と「総持」でできてほしい。私はそれ聞いた時、非常に嬉しく思ったものだ。

ところがその後、資料館は「謝罪なき国民基金は認められない」という態度を堅持し、一切話し合いがつかなくなってしまった。誰かが「国民基金を受け取ってしまったら、運動が終わ

ろは、基督の交結をしてほしくないといふ考へ方になつてしまつたのである。

韓国ではこれまで7人の方が眞の金庫を取出されたが、彼女たちは最も美しい非難にさらされ、韓国内で集められた資金も渡されてない。

私が若きさんちにお願ひしたのは、フリリンと同じような態度だ、フリリンでも運動団体は基金に反対し、国家賠償を要求してぞろぞろ行つてゐるのだが、受け取る人の自由は認め、訴訟拒否の人と受け取る人との間には好悪感情がない

もできる。日本側の努力も認め
てほしいという議論ができる関
係になつたわけである。

罪罰とは、頭を下げて恐れ入
ることではない。謝罪すること
によつて、被害者と与えた國民と
初めて人間間的つづき合ひの基礎
ができる。自分たちの主義も展開
できるものなのである。

國民革命についても、日本と
韓国は大いに提携すべきなのだ。そ
のためにも、國民革命のどこ
が悪いのか、どうすれば受け入
れるのかを、韓国政府にも
はつきり言つてもらひたいと思
つてゐる。

(四)

「おけりの手紙は既に代表しての謝罪ではありませぬ。英艦ではつきり「マイパースナルフイーリング（個人的な気持ち）」となつてゐます」と批判し、「言葉遊び」(二)と罵つた。

だが、これにはあまりと日本国の内閣府理大臣とセツと書かれてゐる。プラティニエヌエターが「my most sincere」

だか、これ以上の謝罪の言葉があるならうか。
民間のお金だからいけないといふのもおかしい話で、國家の予算から出るお金と民間は國民の税金であり、國民が出てゐるものだから國民一人一人が負担する。こゝで拠出したお金と、本質的な差があるといへるのか。むしろそうしたお金のほうから草いのではないかと、私は

促すような考え方を
持てないのだ。うそ。
なかなか

90年10月7日に、従軍慰労
問題についての韓国との関係が最
初に出た要求は、①強制連行を
認めぬこと、②事実を明らかに
すること、③被害者を追悼する

11頁

このたび、政府と民間の
両者は一致し、先づ第一歩を
踏み出した。政府は「強制連行」
を事実として認めた。民間は
「従軍慰労金」を支給することを
決定した。これは、日本国史に
記載されている事実である。

りになってしまおうという恐怖感もそのようだ。

そうした動きを受けて、当初は甚だ好意的な評論にしていた韓国政府も、漢城者と運動団体が一致を受けられるような政策を打ち出さないと」とという

「おわびの平紙」の全日本女性協会、パフレ

た。その時、鎌倉側は過去に對する朝鮮の気持ちを求めた。日本の政變を機として、韓國側の意見を批したが、私は韓國側の意見分正しいと思つたものだ。

それから45年。ようやく韓國人日本が保護できるところまで来た、というのが私の実感である。以前は日本が反省していなかったたの、歴然と見えなくなつた。それが今では、純然大団におわびの手紙をもとに



経理の手紙

[illegible]

敬具
 年庚人(1996)年
 日本國內海運船大司 横濱正金

... 2009)

る殖民地時代への恨みがあるため、簡単に考えられないのはわかるが、それでも高い金を受け取りたいという人がいれば、認めてほしいと思う。



1996年8月14日、元聖安婦のフィリピン女性への任達式の際にそのうちの一人は「きょう、みなさんの前にでたのは、日本の戦艦を乗られたからです。感謝しています」と語ったという。

「ところで、それよりも重要なことは、自民党の内閣がそれを隠すとしたということだ。しかも権益宰相の手紙は、村山さんの移抄文より、はるかに進んだ内容になっている。」

日本政府は長い間「不幸な過去」は「遺憾である」と言ってきた。「遺憾」は regret(残念)の意味も、お詫びの意味も、謝罪の意味もない。権益宰相も、苦痛を与えたことも認めてはいなかったわけだ。

だが権益宰相の手紙は、従軍慰安婦問題が軍の関与の下に行われたことを認めようとして、「心からのおおびと反省の気持ち」を表明している。

日本政府は、戦後処理はアン

政府の決断にまつてつくられた組織で、實質的にはかなり國家補助の機構に近いものなのだ。國民基金は、英訳すれば「National Fund」となり、「National」は、ほとんど國家に等しい意味を持つてゐる。また「おおび」が「廣闊」などという語彙と、どちらも英語では「abundant」であり、分別はまったくないのである。

財界とは恐れ入る
ことではない

だが、彼等がここに、韓國や台灣では、この基金の趣旨が誤解され、貸い金の支給は進んでいない。韓國挺身隊問題対策協議会

だが、露國や台灣などは同基金に對する批判が噴出し、愛憎、拒否の姿勢が強い。舊本首領の年紙は、同基金に懐しいものゝか、同基金の呼びかけのものとよりである和田善徳大教士に聞いた。

*

善徳首領の「おわびの手紙」は、はつきりとした調子だと私は思っている。總理大臣が「私は日本の大閣總理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として被害の苦痛を体験され、

わたしたちが、この本を書くにあたって、まず「何を」「どう」書くのかを話し合いました。その中で、「戦争責任」という言葉は、戦後70年を超えても、いまだに日本人の心に残り、海外でもよく知られているように思われます。しかし、この言葉をめぐって、さまざまな議論や対立が生じています。私たちは、この問題を、単なる歴史の事実としてではなく、現代社会における課題として捉えたいと考えました。そのため、本書では、戦時中の出来事だけでなく、戦後の処理や、現在の国際情勢にも目を向け、多角的な視点から問題を探ります。

また、本書の内容は、主に戦時中の出来事に焦点を当てていますが、これはあくまでも一つの側面であり、戦後の日本社会の変遷や、国際関係の変化についても触れたいと考えています。ただし、本書の目的は、過去の事実を明らかにし、そこから学ぶことにあり、特定の個人や団体を非難することではありません。私たちは、平和と正義の実現のために、過去の真実を知ることが大切だと信じています。

本書の執筆には、多くの資料や文献を参考にしました。特に、戦時中の記録や、戦後の調査報告書などは、非常に貴重な情報源となりました。また、専門家の意見を参考にし、正確な情報を提供するために努めました。しかし、本書には依然として限界があります。例えば、戦時中の出来事は、数々の目撃者によって伝えられていますが、すべての出来事を完全に再現することは不可能です。また、戦後の処理については、さまざまな立場からの意見があり、統一された見解はまだありません。

私たちは、本書を通じて、読者に戦時中の出来事について知る機会を提供したいと考えています。そして、過去の真実を知ることで、未来への教訓を得ようとしています。平和と正義の実現のためには、過去の真実を知ることが不可欠です。私たちは、これからもこの問題に取り組んでいくつもりです。

本書の出版にあたっては、多くの方々に協力いただきました。特に、編集者の皆様には、大変お世話になりました。また、査読者の皆様からは、貴重なご意見をいただきました。本書は、皆様の協力のおかげで完成することができました。最後に、本書の執筆に関与したすべてのメンバーに感謝いたします。

本書の発行は、平成28年（2016年）10月です。この日から、戦時中から戦後へと移る重要な時期にあたります。私たちは、この機会を利用して、過去の真実を語り、未来への教訓を得ようとしています。

本書の発行にあたっては、多くの方々に協力いただきました。特に、編集者の皆様には、大変お世話になりました。また、査読者の皆様からは、貴重なご意見をいただきました。本書は、皆様の協力のおかげで完成することができました。最後に、本書の執筆に関与したすべてのメンバーに感謝いたします。

本書の発行は、平成28年（2016年）10月です。この日から、戦時中から戦後へと移る重要な時期にあたります。私たちは、この機会を利用して、過去の真実を語り、未来への教訓を得ようとしています。

間とを認める影響を排除した。さらに村山富雄は、戦後50年を節目とする問題を通じて、たゞたゞに過去に閉じこもつておこなふ権限が可能なかを研究、議論。その結果としてこの基金が育てられたのである。

昭和36年16日、全国紙を紙だ全面広告を出して募金呼びかけ、村山富雄(当時)は次のような挨拶文を書いた。

「定率型安楽死として心身にわたり癒しに対し金銭を負わねたすべての方々に對して、深くおわびを申し上げたいと思ひます」

社会党の人間である村山さんがおわびの意を表明するのは、

「フランシスコ条約」で歴史的な
どで済んでいるという立場をと
っているため、国家賠償をする
ことはできないとしている。そ

＜PROFILE＞1938年生まれ
、1968年まで日本経済研
究会が専攻員としてその運
転に携わる。現在、東京大
学社会科学研究科教授、所
属、専攻に「エコライ・ラ
ッパー」国家と結ぶ「エ
ローピーナ」経済学をみつ
めること」など。



APOLOGY

慰安婦問題

●「首相の手紙」と「償い金」——これ以上の謝罪があるのか

韓国政府も挺対協も「女性基金」の
どこが悪いかわかりいふべきだ！

「女性のためのアジア平和国際基金」呼びかけ人・東京大学教授 **和田春樹** HARUKI WADA

だが、懸望や台詞などでは同基金に対する批判が噴出し、受け取り拒否の姿勢が強い。橋本首相の平紙は、「謝罪に値しないものなのか。同基金の呼びかけ人のひとりである和田春樹東大元・橋本龍太郎の名で一人一人に渡される。

心身にわたる癒しがたい傷を負ったわたしは、わたしにたいし、心からおねがいと不安の気持ちで申されたすべての方々にたいし、心をおねがいし、お詫言をいじめることになりました。わたしは、わたしの手紙を書いた。これは日本の戦後史上、類のないことだ。私は64年から、このときまで、この手紙を、わたしを求め、運動を行なってきたが、当時からみればまさに夢のよう

関与を認める形跡を察知した。

さらに寸止し大岡では、最後56年を断田などの問題を解決した年を断田として、どのような措置が可能かを研究、議論。その結果としてこの基金が決定したのである。

56年・60年・75年 全国紙の紙に全面広告を出して資金を呼びかける。

1936年生まれ、日経経済委員としてその活躍が、東大の政治経済学研究所・ラニエール・ラニエールを結ぶ。その著書は、

*注 戦後民主運動の発展と闘争 1990年、日本政府が「従軍慰安婦は民間業者が連れて来たと、国としては関係していない」としたことに対する抗議を喚起した。韓国の130人女性団体の結成したNGO（97年¹⁶）活動。従軍慰安婦に対する日本の国家賠償を求めて活動している。1984年「女子挺身隊史料会」が初めて公布され、皇親后族のものも朝鮮半島でもこれより前のものであることが知られた。¹⁷

女性の人権から見た「従軍慰安婦」問題

弁護士 林 陽子

一、問題の背景

「私は「慰安」という言葉を拒否する。慰安とは人を慰めるという愛や暖かさを連想させる。しかし事実は日本の国家と軍政による組織的な強迫であった。」(オランダ人元「慰安婦」のジャンヌ・オッヘル発言。「福音宣教」1993年5月刊)。

旧日本軍による「従軍慰安婦」をめぐるのは、1991年12月以来、韓国、フィリピン、オランダ、中国などの被害者が日本政府を被告として、日本の裁判所において国際法違反を理由とする損害賠償請求等を求める訴訟を提起し、その多くが現在も係属中である。これらの被害者を支援する英連邦および日本のNGOは、国連人権委員会やILOなどの国際機関、世界女性会議などの人権関連の国際会議で活発なロビー活動を展開している。他方で日本国内では、「慰安婦」問題を学校教科書に記述させることは「自虐史観」の現れである、などと主張する「新しい歴史教科書をつくる会」(呼びかけ人・藤岡信勝、東大教授)などが、日本政府、軍が「慰安婦」を強制連行した事実はない、として論陣を張っている。

旧日本軍が赴く戦地に「慰安所」を開設し、兵士がそれを利用したことは、戦後の日本社会で秘密であったわけではなく、広く知られていた事実であったと思われる。千田夏光氏、金一勉氏らによる「従軍慰安婦」についての著作も1970年代から出版されており、私自身、1970年代の半ばに大学生活を送ったが、当時これらの本を読んで衝撃を受けた記憶がある。しかしこれを人権問題としてとらえ、外交問題にまで発展させて大きな政治課題にしたのは、1990年代以降のアジア諸国での女性運動によるところが大きい。

1990年5月に韓国の盧泰愚大統領が来日したのをきっかけに、戦時下での朝鮮人強制連行問題などが国会で取り上げられた。その際、社会党議員が「慰安婦」制度の真相を質したのに対し、労働省職業安定局長の答弁は「従軍慰安婦なるものは、民間業者が連れて歩いたもので、政府としては調査のしようがない」というものであった。この「妄言」に怒った韓国女性の中から、初めて金学順さんが元「慰安婦」として名乗りをあげ、やがて尹貞玉梨花女子大教授らが代表をつとめる「韓国挺身隊問題協議会」(「挺身隊協」)がこれらの被害者を糾合していく

きっかけとなった。1991年12月、3名の元「慰安婦」を含む32名の韓国籍の元軍人や遺族が、日本政府を相手取ってひとりあたり2000万円の補償を求めて東京地裁に提訴したのが、一連の「従軍慰安婦」裁判の始まりである。折りから、翌月に宮沢喜一首相の韓国訪問が予定されていたが、日本のテレビでは連日、デモの波に囲まれるソウルの日本大使館が映されていた。

このような状況の中で、加藤紘一官房長官は1992年1月13日、旧日本軍が「従軍慰安婦問題」に関与していたことを公式に認める初めての談話を発表した。1月17日に訪韓した宮沢首相は、「最近、いわゆる従軍慰安婦問題が取り上げられていますが、私は実に心の痛むことであり、誠に申し訳なく思っています」と述べ、謝罪の意思を表明した。

1992年1月の宮沢訪韓の段階では、日本政府は慰安婦制度への旧日本軍の関与は認めたものの、それが「慰安婦」とされた女性たちを強制した結果であることについては言及を避けていた。それを認めるようになったのは、その後日本政府が実施した調査、とりわけ1993年7月に韓国に派遣した現地調査の結果である。

1993年8月4日、日本政府は河野洋平官房長官による「慰安婦関係調査結果に関する談話」を発表した。そこでは、慰安所の設置、管理、慰安婦の移送には軍が直接、間接に関与したものであること、慰安婦の募集については甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた例が多くあること、慰安所における生活は強制的な状況の下で痛ましいものであったこと、を明確に認めるに至った。この「官房長官談話」はこれ以降に展開される、日本政府の「慰安婦」

関連の諸政策の出発点であった。

その後、1994年8月、村山富市首相が「従軍慰安婦問題についての心からのお詫びと反省の気持ち」を表すために「幅広い国民参加の道」を採求する、との談話を発表した。これを受けて、自民、社会、さきがけの連立三党から成る「与党戦後50年問題プロジェクト」に「従軍慰安婦問題小委員会」が発足したが、多くの人が予想したとおり、小委員会では合意を見るには困難を極めた。日本政府の戦後補償に対する基本的な立場は、「賠償」「財産」「請求権」の問題は、台湾および朝鮮民主主義人民共和国をのぞいて、関係各国と処理済みであり、あらたに個人に対して補償を行うことはできない、というものである。しかし日韓条約や日比条約をはじめとする二国間条約やサンフランシスコ講和条約を締結した際には討議の対象とならなかった「慰安婦」問題までもが、条約にいう「最終解決条項」によって処理済みとされるのか、たとえ処理済みと解釈されるとしても、高齢の「慰安婦制度」被害者が名乗りを上げている以上、道義的な措置が必要ではないか、という議論は、起こるべくして起こったものであった。同小委員会は1994年12月、「第一次報告」を公表した。「報告」は、慰安婦問題を含めた戦後賠償問題はサンフランシスコ条約や二国間の条約ですでに日本は誠実に対応していること、しかし慰安婦とされた人々にお詫びと反省の気持ちから国民的な償いを表すことは、重要な行為であるので、国民参加の下で「基金」を発足させ、元「慰安婦」を対象とした措置や女性の尊厳に関わる活動の支援を行うこと、日本政府は「基金」に対して可能な限り協力を行うことを提言した。ここに表

された「国民的な償い」という言葉が体现されるのが、以下に述べる「アジア女性基金」の設立である。

二 「アジア女性基金」の設立とその活動

1995年7月、村山内閣は与党プロジェクトによる前述の提言に沿って「女性のためのアジア平和国民基金」(原文兵衛理事長)を発足させ、初年度の「基金」運営費として4億8千万円を予算に計上した。「基金」は国民各層から寄せられた募金を「慰安婦」とされた女性たちに届けることを大きな活動の柱にしている。1997年6月現在までに「基金」へ寄せられた募金は約4億7800万円に上り、1996年8月より、この募金から「慰安婦」とされた女性への償い金の交付(200万円)が始まっている。1997年9月現在、フィリピンで21名、韓国で7名の被害者へ償い金が届けられた(なお、これらは関係国/地域または機関によって「慰安婦」と認定された女性のうち、「基金」の告示に応じて受け取りの意思を表明した人たちである。「基金」設立時である1995年7月に生存していれば故人であっても遺族に償い金が届けられる。「基金」の告示はフィリピン、韓国、台湾においてなされた。申請期間は告示より5年間とされている)。

償い金を届ける際には、首相のお詫びの手紙(日本語および現地語の双方で書かれたもの)が交付される。この手紙は橋本龍太郎首相が首相としての権限において起草したもので、「私

の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての人々に対し、心からのお詫びと反省の気持ちを申し上げます」「わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちをふまえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております」という表現がある。「慰安婦」への国家賠償を求める市民団体等からは、現在でも、「日本政府は慰安婦問題について一度も謝ったことがない」とか「謝罪という言葉が使われていない限り謝罪したことにはならない」といった理屈が聞かれる。しかし、これはためにする議論であるし、(日本政府に何らかの責任を認めさせるという)自分たちの運動の成果を否定するものであると思えてならない。他方で、「慰安婦は商行為」だったというような関係・政府高官によって繰り返される「実害」が、これら「首相の手紙」や「基金」の事業の価値を著しく低める結果となっている。

償い金と首相の手紙を被害者に届けることその他、日本政府または「基金」によって今日までにつぎのような事業がなされている。

(1) 医療、福祉事業

日本政府は「慰安婦」とされた被害者のための医療、福祉事業に直接国費を投入しており、約7億万円の予算が充てられている。これらは本人の希望を聴取した上で、被害者女性のための医療費、ホームヘルパー費用、住居の改修費用などに充てられている。

(2) NGO支援事業

日本政府は「基金」を通じて女性の人権を確

立するための事業(英語では Women's Empowerment Program と呼んでいる)を支援しており、年間約4億円(1997年度予算)が充てられている。昨年の実績では「児童買春」規制のための外国法令調査への援助や NGO 活動支援の他、ESCAP(アジア太平洋経済社会委員会)等との共催による「女性の人権フォーラム」を開き、人身売買などアジア地域の女性が直面する問題について専門家による討議を行った。

(3) 「慰安婦」関係資料委員会

「基金」の中に「慰安婦」関係の資料委員会を設け、研究者に委託をして国内外の資料収集、資料の公刊を行っている。

以上のような「基金」の活動をめぐっては、「慰安婦」支援団体の人々(それがどれだけ被害者本人の意思を代弁しているかは別として)から強い批判があり、これらの団体は被害者に対し、「基金」からの償い金や医療・福祉サービスを受けたいよう説得を行っている。その理由とするところは、これらの措置が日本政府が国際法違反を認めた上での法的補償ではなく、単なる道義的責任の履行にすぎないからであるという。「基金のカネは慰安婦を再度傷つける」といったキャンペーンがなされ、被害者の多くが「基金」事業へのアクセスをためらっていることは事実である。

韓国の「挺身隊協」が中心になって結成した「強制連行された日本軍「慰安婦」問題解決のための市民連帯」(「市民連帯」)は、「慰安婦」とされた女性たちが「基金」からお金やサービスを受け取らなくてよいように独自の募金活動を行い、去る5月に解散式を行った。「市民連帯」に寄せられたお金はこれから女性たちに分

配されたが、「市民連帯」の尹代表らは、「韓国国民が韓民族のプライドを折る心から送った金」を、日本の「国民基金」を受け取った7名のヘルモニ(お婆さん)には渡さない、という宣言文を発表しこの7名を除外して全額の交付をしたという。被害者のための運動の運動なのか、活動家の正義感(あえて言うなら、自己中心主義的な正義感)を満足させるための運動なのか、人権運動としての真価が問われているのではないかと思う。

もちろん日本政府の側にも、現状を良しとずるのではなく、国内立法の可能性をも視野に入れた、被害者側との歩み寄りの姿勢が必要と思う。

三、国連での動き

「従軍慰安婦」問題が日本国内だけではなく、国連などのフォーラムで注目されるにいたった背景には、この問題を「女性に対する暴力」(violence against women)という視点から捉え直し、「慰安婦」問題を今日的な女性の人権問題の解決の手掛かりとしよう、という人権 NGO の側の戦略があり、それはかなりの部分で成功したと思う。「女性に対する暴力」は北京での世界女性会議(1995年)でも主要なテーマのひとつであり、「慰安婦」問題もそのひとつにあたることは言うまでもない。しかし「日本政府は謝罪をしていない」「何もしないで被害者が死ぬのを待っている」といった NGO 側の言い分は、少なくとも過去数年間の日本政府、「基金」のやってきた活動から見て真実ではない。ここではまず、「女性に対する暴力」に対

して国際社会がどのような反応を示しているのかを概観し、次に最近開かれた国連人権委員会の「現代的形態の奴隷制に対する作業部会」における議論を紹介しておく。

1. 「女性に対する暴力」とは何か

国連の「女性の10年」(1976年から1985年)は、世界的な規模で各国政府やNGOが、女性の地位の向上、男女の役割分担の見直しといった運動を展開するきっかけとなった。1985年にナイロビで開かれた「女性の10年最終年会議」で採択された「西暦2000年へ向けての女性の地位向上のための将来戦略」では、「女性に対する暴力」については、「虐待される婦人」という項目を設け、①暴力を受けた女性のための救済措置を確立する、②暴力を悪化するための法的な仕組みを作る、③暴力の加害者へ再教育を行う、といった提案がなされている。

1979年に採択された女子差別撤廃条約には包括的に「暴力」の問題を扱った条文がなく、わずかに6条が人身売買および売買春からの搾取の禁止を規定するにすぎない。同条約の起草段階においては、6条の表裏を「女性の搾取、特に売買春からの搾取」と改め、この条文がマスメディアによる女性の搾取等、より広い視野からの女性の搾取を扱うべきであるという提案が一部の国からなされたが、これらの動議は採択されなかった。

「ナイロビ戦略」以降、「女性に対する暴力」をめぐってはさまざまな国連文書が出されており、特に重要なものとして次のものが挙げられる。

(a) 女性差別撤廃委員会 (CEDAW) による「女性に対する暴力に関する一般勧告19」

(1992年)

女性差別撤廃条約に基づいて形成されるCEDAWは、条約に関わる一般的な問題について勧告を出すことができる(同条約21条)。一般勧告19は、条約加盟国に「暴力」に関するデータの収集を呼びかけると同時に、詳細な「暴力」の例示を示し、それが「女性への身体的、心理的、性的な暴力」を含むことを述べている。

(b) 経済社会理事会 (ECOSOC) による「女性に対する暴力に関する専門家報告書」(1991年)

この報告書は、既存の国際人権文書が「暴力」に対して有効に対処していないことを認め、この問題を明示的に扱う新しい国際文書の可能性を示唆している。たとえば、女性差別撤廃条約に選択議定書を付加し、「暴力」に関する実体規定と個人通報制度の新設を提案していることは注目に値する。

(c) 国連総会による「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993年)

1993年12月の国連総会は、婦人の地位委員会 (CSW) が起草した「女性に対する暴力撤廃宣言」を全会一致で採択した。「宣言」は、女性への暴力が家庭(配偶者や同居人による暴力、児童虐待など)、一般社会(売買春や人身売買、セクシャルハラスメントなど)、国家の支配下(拘禁中や武力紛争下での女性への暴力)において頻発していることを指摘する。そしてこれらの被害が収入や階級、文化を越えた普遍的なものであること、女性の平等権が「暴力」によって侵害されていることを述べた上で、政府に対する提言を行っている(加害者を処罰するため

の法制度の整備、法執行者に対する教育など)。

(d) 第二回世界人権会議(ウィーン)宣言および行動計画(1993年)

ウィーンで開かれた世界人権会議においては、女性と少女の人権を明示的に含む人権一般の普遍性および客観性、非選択性が宣言および行動計画に盛り込まれた。この理念は上記(c)の「宣言」や(e)の北京行動綱領をも貫くものであり、国家が宗教や固有の文化、伝統を理由に女性への暴力を肯定する途を阻むものである。

(e) 「女性に対する暴力」特別報告者の任命(1994年)

1994年の第50会期国連人権委員会はスリランカの法学者であるラディカ・クマラスワミを「女性に対する暴力」の特別報告者として任命した。南アジア出身の報告者を任命した背景には、非西欧文明圏の出身者に「人権の普遍性」を支持してもらいたいという政治的な配慮があったのではないと思われる。報告者の任期は3年で1年毎にレポートを出すことになっており、すでに3通の報告書が人権委員会に提出された。このうち第2回報告書の追加文書として「戦時の軍事的性奴隷制問題に関する報告書」が出され、旧日本軍による「従軍慰安婦」問題を扱っている(後述)。なお本稿では「慰安婦」問題を扱ったこの第2回報告書の付属文書を「クマラスワミ報告書」と呼ぶこととする。その後、1997年の第53会期人権委員会において、同報告者の任期はさらに3年延長されることとなった。

(f) 第4回世界女性会議(北京)行動綱領(1995年)

北京会議で採択された行動綱領では「女性に対する暴力」が12の重大問題領域のうちのひと

つを占め、政府、国際機関、NGOのそれぞれが取り組むべき課題が詳細に列挙されている。

以上のとおり、「女性への暴力」について国連文書が言及する頻度は増しており、それによってよりこの言葉の持つ意味や「暴力」撤廃へ向けての効果的な施策の中身がより鮮明になりつつある。その背景には、女性運動の地球規模化によって「暴力」被害が経済発展の速いを越えた共通の課題として浮上したこと、旧ユーゴスラビア、ルワンダなど現在も進行しつつある武力紛争下での女性の人権保護へ世界中が注視したことなどが挙げられる。日本の政府にもNGOにも、このような現在世界で起こりつつある、重大な女性への人権侵害に対して、その解決のために積極的な役割を果たすことが期待されている。

2. クマラスワミ報告について

(1) 報告書の内容

上記1(e)のとおり、「女性に対する暴力」特別報告者は1996年の第52会期人権委員会に家庭内暴力についての第2回報告書を提出すると同時に、その追加文書で「慰安婦」問題を扱った。報告書の特徴は、この問題に関する日本政府の「法的責任」と「道義的責任」を分けて論じ、日本政府はその双方に責任があるとしたことである。

まず、法的責任については、サンフランシスコ講和条約や二国間条約は人権侵害一般の問題や軍事的性奴隷制について何らの条項も含むものではないから、「慰安婦」問題を解決するものではない、という。そして「人道に対する罪」ジュネーブ諸条約、ハーグ陸戦法規、「読案」

禁止条約等の国際人道法、国際人権法を指し、日本政府は法的責任を免れない、とする。被害者個人が自国政府を経由せずに、自ら請求の主体になれるのか、という問題に対しては、これを肯定し、国際人権文書は国際法によって承認された「個人」の権利の実例なのだから、個人はその権利を自ら行使できる、という立場に立つ。

道義的責任については、日本政府がすでに発した声明等で政府自ら認めていること、政府が「アジア女性基金」を通じて償いをしようとしていることを歓迎はするが、それによって法的責任を免れるものではない、との立場を明らかにする。

報告書は結論として日本政府に次のような勧告を行っている。

（国内レベルで）「慰安所」制度が国際法の下での義務違反であることを認め、その法的責任を受諾すること。被害者に賠償を支払うこと。この目的のために特別な行政審査会を設置すること。この問題に関する資料を完全に公開すること。書面による公的な謝罪を被害者にすること。教育の中で歴史的事実を知らせること。「慰安所」への募集、収容に関与した犯行者を特定し、処罰すること。

（国際レベルで）NGOはこの問題を提起し続けるべきであり、国際司法裁判所や国際仲裁裁判所の勧告的意見を求める試みをなすこと。被害者のいる当事国を考慮し、その尊厳の回復のために適やかに行動をとること。

② 日本政府の反論

日本政府はこれに対して次のような反論を加えている。

① 報告者は国際法を正しく理解しておらず、独自の個人的見解を述べるにとどまっている。サンフランシスコ条約や二国間条約には「最終解決条項」があり、（たとえ「慰安所」問題が当時論議の対象となっていなかったとしても）第二次大戦によって生じた賠償問題はすべて解決済みである。

② 報告者が日本の国際法違反を主張する部分についても根拠があいまいで、中には当時、日本が批准をしていない条約に基づいて「違反」を論じている部分がある。「事後法の禁止」は国際法の原則であり、たとえ現在の基準によっては国際慣習法違反といえる場合があったとしても、当時にそれをあてはめて「国際慣習法の成立」等を論じることはできない。

③ 報告者は「関係者の処罰」を勧告するが、これは東京裁判ですでに連合国によって処罰が済んでいる。また日本国憲法は厳格な「法律による処罰」を求めており、かつ二重の刑罰は科せられない。さらに、その問題については刑事上の時効が完成している。

このように報告者の勧告の内容と日本政府の反論は大きく隔たっているように見えるが、勧告のうち「資料の公開」「書面による公的な謝罪」「歴史教育」などすでに日本政府によって実行されているものもある。本来、人権委員会における報告者の役割は委員の参考となる意見の提出にあるという理解が一般的であるが、日本国内では「クマラスワミ勧告が採択された」とあたかも法的拘束力がある文書であるかのような誤解を招く報道、宣伝がなされている。NGO側が出す文書にも「クマラスワミ報告の完全実施」「アジア女性基金の廃止」を求める、

といった論調が多い。しかしそのクマラスワミ報告者自身、法的責任と道義的責任は別のものであり、日本政府が「アジア女性基金」を作ったこと自体は「歓迎する」と述べているのである。

1997年6月にジュネーブで開かれた国連人権委員会現代的形態の奴隷性に関する作業部会は、日本政府、関係国政府、各国NGOからの意見表明を聞いたのちに次のような決議を採択した。

「作業部会は、第二次世界大戦下の女性の性的搾取の問題に関する進展を検討し、本作業部会における開かれた対話を歓迎し、(1)第二次戦下の女性の性的奴隷制に関して、この問題の解決へ向けてこれまでになされた前向きな措置(positive steps)を認識しつつ、日本政府および他の関係者によって提供された情報に留意(take note)する。(2)建設的な対話へ向けてさらなる努力を奨励する。(3)日本政府に対し、この問題について国連および専門機関と引き続き協力するよう奨励する。(4)この問題を次回会期において引き続き検討する。」

四、今後の課題

「戦時における文民の保護に関するジュネーブ第4条約(1949年に成立)」第27条は、「女子は、その名誉に対する侵害、特に強かん、強制売いんその他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない」と規定する。この条項に規定された女性の尊厳の保護は、左条約によって新たに創設された義務ではなく、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(1907年に成立、

いわゆるハーグ陸戦法規)にすでに含まれていたものを、ジュネーブ第4条約でさらに確認したと解釈されている(赤十字国際委員会の解説書)。このような法規が存在すること自体、戦争が繰り返されるたびに、女性が強姦や強制売春の被害を受けてきた歴史を物語っている。しかしだからといって、一部の保守派の人たちが言うように、「慰安所のような制度はいつの時代にもどの戦争にもあった」と片付けていたのでは、問題は永遠に解決しない。平和時における女性への暴力が今日ようやく人権の主要課題として浮上し、各国で法制度の整備を含む対策が生み出されてきたように、21世紀を迎えようとしている今、戦時における女性の人権の保護について効果的なメカニズムを考え出す時が来ていると思う。国連の国際法委員会が討議されている国際刑事裁判所構想はひとつの有力な手段となり得るだろう。制度面と合わせて、意識面での改革も急がれる。改正均等法で初めて明文化されたセクシャルハラスメント、性を商品化するポルノグラフィ、援助交際という名を借りた少女買春等々、私たちの周囲には女性の性的な自己決定権を侵害するものが溢れている。日本社会が誠実にこれらの問題と取り組んでいくことが、長期的に見てアジア諸国の信頼を回復し、「従軍慰安婦」のような悲劇を二度繰り返させないことにつながると思う。また今後は国際社会の中で、日本人が人権・人運分野で発言・行動し、人権侵害の再発防止へ向けた活動に貢献することが必要だと思う。軌跡や資因から免れていう私たちのなすべきことは多いと言わなければならない。

戦後補償実現！FAX速報 No.198. 97. 12. 13.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102 東京都千代田区麹町4-5-16-301
編集：03(3237)0287 電話：03(3237)0217
受付料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
銀行口座：東京三菱銀行麹町支店(普通) 071-0151945「戦後補償ネットワーク」

◆東京地裁、花岡事件は「20年の経過で請求権消滅」と原告の訴えを棄却

秋田県大館市の花岡鉾山に強制連行された中国人労働者らが1946年6月に締結した事件の被害労働者と遺族11人が当時の使用者だった慶島建設(当時「慶島組」)に6050万円の損害賠償を求めていた訴訟で、12月10日東京地裁(園部秀雄裁判長)は、「提訴した95年ですでに20年以上経過し、不法行為に対する賠償請求権は消滅。安全配慮義務を基礎づける法律関係もなかった」として、原告の訴えを棄却した。実質審理に入らず「門前払い」の判決に、秋篠(アキノ)さんら出廷した原告代表5人は「歴史的な事実から目をそむけた不当判決。日本の司法は公正・公平な立場を損ない、国際上の信用を失った」と怒りをこめて批判した。今回の第一審では、原告本人尋問も行われず、一方的に審理が打ち切られ、園部裁判長の裁判官意識も申し立てられるなど、国運寄りの拙速な訴訟指揮が目立った。原告側は11日東京高裁に控訴した。(12/11朝日新聞、毎日)

◆長崎三菱・金屋さんも福岡高裁へ控訴。三菱重工本社へも申し入れ

2日長崎地裁で訴えを棄却された元三菱重工長崎造船所労働者で被害者の金屋吉(キヌヤ)さん(75)は、棄却は不当として、国と三菱の責任を追及するため9日福岡高裁に控訴した。韓国釜山市中区法院の原告に代わって、「支援する会」代表の若松繁俊(ワカシタ)長崎大学名誉教授らが長崎地裁に福岡高裁への控訴状を提出した。また8日には同会の平野伸人さんらが東京の三菱重工本社を訪れ、「一審判決でも社会的、道義的責任は逃れない」と金さん生存中に解決を図るよう申し入れた。(12/9朝日新聞)

◆オランダPOW裁判で原告2人が証言。PTSD被害は2万5千人以上

8日東京地裁で開かれたオランダ人元捕虜・民間人抑留者補償請求裁判で原告2人の本人尋問が行われ、16歳の時民間人収容所に抑留されたヘラルド・ユングスラガーさん(70)と抑留経験を持つ精神科医バウター・ヘルマンさん(74)が証言した。ユングスラガーさんは「食料を運ぶ作業をさせられ、失敗するとムチで打たれ、外で食料を買うと、柱につるされるなどの暴行を受け、すべての希望を失った」と述べ、ヘルマン医師は苛酷な収容所体験による心的外傷後ストレス障害(PTSD)に今も悩む抑留者は2万5千人を越える」と証言した。(12/9朝日新聞)

◆中国・朝鮮からの強制労働は、29号条約(「強制労働条約」)違反とILOに提訴

8日、日本の74労働組合は、戦争中、中国・朝鮮から労働者を連行・強制労働させたのはILOの「強制労働条約」(29号条約、1930年採択、32年日本も批准)に違反するとILOに提訴手続をとった。ILOが条約違反を認定することで、真相究明と補償が実現されることが期待される。7日には提訴決起集会も東京で開かれ、約100人が集まった。(朝日新聞、毎日)

◆12・8韓国・台湾・比・米・加・オランダ・日の9団体が共同で日本政府を批判

8日韓国近衛問題対策協議会、台北市婦女救護協利事業基金会、リラ・ビリビーナ、マラー・ロラス、ワシントン「慰安婦」問題連合、ニューヨーク「慰安婦」問題連合、カナダ教会連合、オランダ対日正義請求財団、リドレン国際キャンペーン'97(IC'97)の7カ国の9団体は共同アピールを発表、56年目の12月8日を追えてもなお被害者らの受けた不正義を認めず、人間としての尊厳を回復するための国家謝罪を行おうとしない日本政府の態度を厳しく批判した。「性的奴隷被害者が名乗り出て6年たつのに、『国民基金』を設立して国際的な批判をかわそうとする以外に何をしたのか? 日本の不名誉と不信はさらに大きく、深くなる」とのべ、日本政府による公式謝罪と国家補償実現まで共同して運動を続けることを明らかにした。(IC'97)

◆独保険会社、ホロコースト犠牲者7人に保険支払い決定

ドイツ最大の保険会社アリアンツ(本社=ミュンヘン)は、8日ナチスのホロコースト犠牲者や生存者がかけていた保険の支払い請求1800件の調査結果を発表。アリアンツ社関係は約200件で、内30件は支払い済み、59件は独政府の戦後補償で解決済みで、イスラエル在住の5人と米国在住の2人に支払いを決定した。あと約100人は調査継続中。遺族・生存者からの強い要求で、同社は北米・欧州・イスラエルに専用電話を設置、15人のチームが7ヵ月にわたって保険証書や社内の資料を調査した結果という。(12/9朝日新聞)

◆南京大虐殺60年、南京現地など各地で追悼式典、記念事業行う

1937年の南京事件から60周年の13日、南京市ではサイレンが鳴らされ、南京大虐殺記念館で追悼式典が開かれた。陳煥友・江蘇省書記は「日本の一部右翼と政治家が大虐殺否定を試みている」と批判、新華社は被害は「住民50万人以上、武装解除された中国兵10万近く」と伝えた。東京、大坂でも追悼デモ、シンポジウムなどが行われた。(12/13朝日新聞)

◆ハルモニ絵画展覧会終わる。全国で1万3千人が鑑賞。感想文も多数寄せられる

9月1日から全国23ヵ所で開催されたハルモニの絵画展が12日岡山で終了。全国の来場者は約12,000人、寄せられた感想文も千枚を越えた。6日岡山に全国から関係者らが集まり、集いが持たれ、「ナナムの家」から金重徳(キムツグ)さん、姜浩淑(カンソク)さんも参加した。絵は13日に韓国に返却された。(ハルモニ新聞)

■<案内>戦後補償ネットワーク懇談会「97 裁判・運動の合同報告会」

12月22日(月) 19:00、星洲会館会議室1-C、最近の裁判・運動の報告と交流。忘年会も兼ねる。会費=千円(持ち込み歓迎)、主催=戦後補償ネットワーク 03-3237-0217。

■<案内>アジア民衆法廷準備会議座・戦争責任第2回「不従従の思想と行動」

12月23日(火) 13:30-神田パンセ505号、ゲスト=市川ひろみ(今治明徳大講師)、石谷行(法政大学教授)さん、資料代=800円、連絡先=03-5609-3116

■<裁判情報>12月19日(金) 10:30-フィリピン「慰安婦」裁判、東京地裁103号大法廷、原告最終陳述、結審。(報告集12:00-弁護士会館1003号、18:30-池袋・エポック10)

【訂正とお詫び】前号「市民会議発足集会開く」の記事中、出席された本間参院議員のお名前に前に入っていた「同会」の2文字を削除します。校正ミスで、ご迷惑をおかけしました。また、裁判情報の2本目は、上記のフィリピン「慰安婦」裁判でした。編集部

【お願いとカンパの訴え】年末ですので、受送料の送金をお願いします。また、このところ黒字赤字が増えてきています。継続発行のためのカンパもよろしくお願いします。